

会津若松市役所での手続きチェックリスト

令和8年4月改訂

※一部市役所以外の手続きも含まれています。住所が会津若松市以外の方は住所地へお問い合わせください。

※本人確認書類の例：マイナンバーカード、運転免許証等

区分	No.	該当	手続済	該当事項	●手続き内容 □必要なもの	手続き期限・期間	手続き窓口・問い合わせ先
死亡届 火葬許可	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出、火葬許可・斎場利用許可の申請	<ul style="list-style-type: none"> ※火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています □死亡届書(医師の死亡診断書又は死体検案書が添付されているもの) 	死亡を知った日から7日以内	市民課 (本庁舎1階) Tel. 39-1230
住民 登録等	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	故人が世帯主だった世帯(3人以上の世帯の世帯主が亡くなったとき) ※該当の世帯には別途お知らせします	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主変更の手続きをしてください □本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 	死亡届出後14日以内	市民課(本庁舎1階) Tel. 39-1229 各市民センター、北会津支所、河東支所
	3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証、市民カード(Aoiカード)をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●各カードをお返しください 	すみやかに	市民課(本庁舎1階) Tel. 39-1229 北会津支所、河東支所 ※各市民センターでは取り扱っておりません
	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●お返しただけで結構です(各種手続きで個人番号を使用する場合があります) 手続き終了後にカードを破棄してください 	—	市民課 (本庁舎1階) Tel. 39-1229
	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●地方出入国在留管理局へお返しください □在留カード、特別永住者証明書 詳しくは手続き窓口へお問い合わせください 	すみやかに	仙台出入国在留管理局 郡山出張所 (郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第二法務総合庁舎) Tel.024-962-7221 午前9時～正午、13時～16時 (月～金)
	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●資格確認書等をお返しください □故人の国民健康保険資格確認書等(故人が世帯主だった場合は、同世帯の人の国民健康保険資格確認書等も必要) 	【資格確認書等の返還】 すみやかに 【世帯主変更】 すみやかに	
健康 保険	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の被保険者だった方	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭費の手続きをしてください □喪主(葬祭執行者)が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の日程表等) □喪主の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等 ※代理申請の場合は写し可) □喪主の預金通帳(写し可) □代理提出の場合は、上記(写し可)に加えて代理人の本人確認書類 	葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保年金課 (本庁舎1階) Tel. 39-1244 北会津支所、河東支所
	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●資格確認書等をお返しください □故人の後期高齢者医療保険資格確認書等 	すみやかに	
	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の被保険者だった方	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭費等の手続きをしてください □喪主(葬祭執行者)が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の日程表等) □喪主の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等 ※代理申請の場合は写し可) □喪主及び相続人代表者の預金通帳(写し可) □代理提出の場合は、上記(写し可)に加えて代理人の本人確認書類 	【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【相続人代表者の届出】 すみやかに	
公的 年金	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金被保険者、年金を受給していた方	<ul style="list-style-type: none"> ●お問い合わせください 	すみやかに (年金加入状況によって変わります)	【電話予約制】 会津若松年金事務所 お客様相談室 (追手町5-16) Tel. 27-5321 または 国保年金課 (本庁舎1階) Tel. 39-1249
介護 保険	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険証等をお持ちだった方	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険証等をお返しください □故人の介護保険証 □故人の介護保険負担割合証 □故人の介護保険負担限度額認定証(交付された方) 	すみやかに	高齢福祉課 (本庁舎2階) Tel. 39-1247 北会津支所、河東支所
	12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> ●振込先の変更手続きをしてください □故人の介護保険証等 □法定相続人の印鑑と預金通帳 □法定相続人の本人確認書類 	すみやかに	
子育て	13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> ●未支払児童手当の請求をしてください □養育者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) □対象児童の口座がわかるもの ●新しい請求者への変更手続きをしてください □請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) □請求者の口座がわかるもの □その他(お問い合わせください) 	死亡日の翌日から15日以内	子ども家庭課 (本庁舎2階) Tel. 39-1243 北会津支所、河東支所
	14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●喪失または減額の手続きをしてください 	すみやかに	
	15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格内容変更の手続きをしてください □受給資格証 □新しい被保険者(保護者)の口座がわかるもの □お子様のマイナ保険証等 	死亡日から14日以内	
	16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格証をお返しください 	すみやかに	
	17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭課へお問い合わせください 	死亡日から14日以内	
	18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭課へお問い合わせください 	すみやかに	子ども家庭課 (本庁舎2階) Tel. 39-1243
	19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭課へお問い合わせください 	死亡日から14日以内	
	20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給されていた方	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭課へお問い合わせください 	死亡日から14日以内	子ども家庭課 (本庁舎2階) Tel. 23-4545
税金	21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市税等を口座振替で納付している方で口座名義人が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●登録口座の廃止・変更手続きが必要です □預金通帳、口座届出印鑑、納税通知書等 	すみやかに	市内の金融機関 または 納税課(本庁舎3階) Tel. 39-1233

区分	No.	該当	手続済	該当事項	●手続き内容 □必要なもの	手続き期限・期間	手続き窓口・問い合わせ先
税金	22	□	□	原付バイク、小型特殊(コンバイン等)を所有していた方	●税務課へお問い合わせください	【名義変更】 死亡日から15日以内 【廃車・譲渡】 死亡日から30日以内	税務課 諸税グループ (本庁舎3階) Tel. 39-1222 北会津支所、河東支所
	23	□	□	軽自動車、軽トレーラーを所有していた方	●名義変更・廃車等の手続きをしてください	すみやかに	軽自動車検査協会(福島事務所) Tel.050-3816-1837
	24	□	□	市・県民税が課税されていた方	●相続人指定届の提出をお願いします	すみやかに	税務課 市民税グループ (本庁舎3階) Tel. 39-1223
	25	□	□	土地・家屋を所有していた方	●現所有者の申告をお願いします ※土地・家屋の相続登記手続きについては法務局へお問い合わせください Tel. 27-1498	現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月以内	税務課 家屋・償却資産グループ (本庁舎3階) Tel. 39-1225
土地・道路等	26	□	□	扇町土地区画整理事業徴収清算金を納付している方	●徴収清算金債務承継届の提出をお願いします お問い合わせください	すみやかに (おおむね2週間以内)	開発管理課 区画整理グループ (栄町第一庁舎3階) Tel. 39-1263
	27	□	□	道路占用をしている方	●占用者の変更手続きが必要ですか お問い合わせください	すみやかに (おおむね2週間以内)	開発管理課 路政グループ (栄町第一庁舎3階) Tel. 39-1266
	28	□	□	法定外公共物(水路等)を使用している方	●使用者の変更手続きが必要ですか お問い合わせください	すみやかに (おおむね2週間以内)	同上
農地(農業)山林	29	□	□	山林を所有していた方	●お問い合わせください (法務局での相続手続きが済んでから) □登記事項証明書 □土地の位置が分かる地図	山林の所有者となった日から90日以内	農林課 (本庁舎5階) Tel. 39-1254
	30	□	□	農地を所有していた方	●お問い合わせください (法務局での相続登記が済んでから) □登記完了証 □登記識別情報通知	相続登記完了後、すみやかに	農業委員会事務局 (本庁舎5階) Tel. 39-1351
	31	□	□	農業者年金を受給していた方	●農協窓口で死亡届の手続きが必要ですか お問い合わせください □農業者年金証書 □亡くなられた日と請求する方との続柄がわかる除籍や戸籍の全部事項証明書(謄本) □未支給年金を請求する方の名義の通帳	すみやかに	会津よつば農業協同組合各支店
障がい	32	□	□	身体障害者手帳をお持ちの方	●手帳をお返しください □身体障害者手帳	すみやかに	障がい者支援課 (本庁舎1階) Tel. 39-1241 北会津支所、河東支所
	33	□	□	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	●手帳をお返しください □精神障害者保健福祉手帳	すみやかに	
	34	□	□	療育手帳をお持ちの方	●手帳をお返しください □療育手帳	すみやかに	
	35	□	□	重度心身障がい者医療費助成を受給されていた方	●受給者証をお返しください □重度心身障がい者医療費受給者証 □法定相続人の預金通帳	すみやかに	
	36	□	□	特別障害者手当等を受給されていた方	●喪失の手続きをしてください □同居の配偶者・直系の親族の預金通帳	すみやかに	
	37	□	□	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	●受給者証をお返しください □自立支援医療受給者証	すみやかに	
	38	□	□	外出支援事業利用券をお持ちの方	●残っている利用券をお返しください □外出支援事業利用券	すみやかに	
	39	□	□	指定難病(特定疾患)医療受給者の方	●受給者証をお返しください □指定難病医療費(特定疾患医療)受給者証	病院等への支払い終了後すみやかに	
40	□	□	小児慢性特定疾病医療受給者の方	●受給者証をお返しください □小児慢性特定疾病医療受給者証	病院等への支払い終了後すみやかに	会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム (城東町5-12) Tel. 29-5278	
納骨堂 市営墓地	41	□	□	大塚山納骨堂の永年合葬室を生前登録していた方	●収蔵申請が必要で 都市計画課へお問い合わせください □永年合葬室(生前登録)使用許可書 □火葬許可証(火葬証明のあるもの) □収蔵申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民票等)	納骨の14日前までに	環境共生課 (追手町第二庁舎1階) Tel. 39-1262
	42	□	□	市営墓地を使用している方 ・大塚山墓園 ・真宮墓地公園	●承継届と埋蔵届が必要で □墓園(墓地)使用許可書 □住民票(新しく使用者になる方のもの) ※本籍、続柄の記載があるもの □戸籍謄本等(故人と新しい使用者との関係がわかるもの) □火葬許可証(火葬証明のあるもの)、または亡くなられた方の除籍謄本	すみやかに (※埋蔵届は納骨前までに)	
	43	□	□	使用者以外が死亡(これから埋葬する場合)	●埋蔵届が必要で □墓園(墓地)使用許可書 □火葬許可証(火葬証明のあるもの)	納骨前までに	
	44	□	□	使用者が死亡(管理料を口座振替しており、新たな使用者も管理料を口座振替で納付したい場合)	●登録口座の変更が必要で □新しい使用者の預金通帳 □口座届出印鑑 ※環境共生課へ承継届を提出したうえで、金融機関の窓口へご提出ください。	すみやかに	
市営住宅	45	□	□	市営住宅に入居していた方	●お問い合わせください	すみやかに (おおむね2週間以内)	建築住宅課 (栄町第一庁舎4階) Tel. 39-1268
県営住宅	46	□	□	県営住宅に入居していた方	●お問い合わせください	すみやかに	会津地区県営住宅管理事務所 Tel. 29-5526
し尿くみ取り	47	□	□	し尿くみ取りのトイレを使用している方 ※北会津町、真宮新町、河東町を除く	●くみ取り停止、利用者変更の手続きが必要ですか お問い合わせください	死亡届出後14日以内	環境共生課 Tel. 27-3961
上下水道	48	□	□	上下水道を使用している家庭で使用名義人が死亡した場合	●お問い合わせください	すみやかに	会津若松市 上下水道料金センター Tel. 22-6172
	49	□	□	地下水を使用し下水道などに接続している方	●人数変更手続きが必要ですか お問い合わせください	すみやかに	同上
	50	□	□	上下水道の給水装置を所有または管理している方	●お問い合わせください	すみやかに	会津若松アクアパートナー株式会社 Tel. 22-6171